

業務継続計画 (BCP)

新型コロナウイルス及びその他の感染症編

特定非営利活動法人 真ごころ

目次

	ページ
第1章 総則	1
1.1 目的	1
1.2 基本方針	1
1.3 主管部門	1
第2章 平常時の対応	2
2.1 対応主体	2
2.2 対応事項	2
(1) 体制構築・整備	2
(2) 感染防止に向けた取組の実施	2
①新型コロナウイルス感染症に関する最新情報 (感染状況、政府や自治体の動向等)の収集	2
②基本的な感染症対策の徹底	2
③職員・利用者の体調管理	3
④事業所内出入り者の記録管理	3
⑤緊急連絡先の整備	3
(3) 備蓄品の確保	3
(4) 研修・訓練の実施	3
①業務継続計画（BCP）の共有	3
②業務継続計画（BCP）の内容に関する研修	3
③業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練	4
(5) BCPの検証・見直し	4
第3章 初動対応	5
3.1 対応主体	5
感染が疑われる者の発生	5
3.2 対応事項	5
(1) 第一報	5
①管理者への報告	5
②地域の身近な医療機関、受診・相談センターへ の連絡	5
③事業所内・法人内の情報共有	5
④指定権者への報告	6
⑤家族への報告	6
(2) 消毒・清掃等の実施	6
3.3 検査	6
第4章 休業の検討	7
4.1 対応主体	7
4.2 対応事項	7
(1) 都道府県、保健所等との連携	7
(2) 利用者・家族への説明	7
(3) 再開基準の明確化	7
第5章 感染拡大防止体制の確立	8
5.1 対応主体	8
5.2 対応事項	8
(1) 保健所との連携	8
①濃厚接触者の特定への協力	8
②感染対策の指示を仰ぐ	8
(2) 濃厚接触者への対応	8
①利用者の自宅待機	8
②職員の自宅待機	8
(3) 情報共有	9
①事業所内・法人内での情報共有	9
②利用者・家族との情報共有	9
③自治体（指定権者・保健所）との情報共有	9
(4) 過重労働・メンタルヘルス対応	9
①労務管理	9
②長時間労働対応	9
③コミュニケーション	10
④相談窓口	10
(5) 情報発信	10
①関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・ 取材対応	10
②利用者への再開支援について	10

更新履歴

補足1 感染（疑い）者発生時の対応フローチャート
補足2 感染（疑い）者発生時の報告・情報共有先
補足3 情報伝達の流れ

様式1 感染症対策部の構成メンバー
様式2 事業所外連絡リスト
様式3 職員・利用者の体調チェックリスト
様式4 感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式5 備蓄品リスト
様式6 来所者立ち入り時体温チェックリスト

1.1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症の感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

1.2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下の通りとする。

①利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

②サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

1.3 主管部門

本計画の主管部門は、感染症対策部とする。

第2章 平常時の対応

関係様式

第2章 平常時の対応

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記で実施する。

2.1 対応主体

- 感染症対策部隊長(阿部仁孝理事長)の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2.2 対応事項

(1)体制構築・整備

- 対策部隊長をはじめとして、対策部の構成メンバーと職務を【様式1】に記載する。

【様式1】

(2)感染防止に向けた取り組みの実施

①新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症に関する最新情報の収集

- 管理者が以下の情報収集と事業所内共有を行う。
 - 厚生労働省、都道府県、市区町村のホームページから最新の情報を収集する。
 - ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・千葉県の新型コロナウイルス感染症のホームページ
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2019/ncov-index.html>
 - ・厚生労働省「感染症情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html
 - 必要な情報を事業所内で共有・周知する。
 - ・ミーティングで伝達し、情報を掲示する。
 - ・重要な情報は、マニュアル化し、教育を実施して徹底する。

②基本的な感染症対策の徹底

- ・利用者、職員は日々健康管理を実施し記録する。感染が疑われる場合には即連絡する。
- ・室内ではマスク着用のもと、ソーシャルディスタンスを保つ生活を行う。
- ・事業所入口に消毒液を置き、事業所内に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
- ・テーブル、手すり、ドアノブ、照明スイッチなど、多くの人が触れる箇所の消毒を定期的に行う。
- ・窓開け、機械換気などで換気を行う。
- ・不要不急な会議、研修、出張は中止、延期する。
- ・業者の事業所への立ち入りの際は、体温を計測し、発熱や咳などを確認し、記録を残す。

③職員・利用者の体調管理

- 職員、利用者の体調管理を行う。
 - ・【様式3／職員、利用者の体調チェックリスト】を用いて、管理者および事業所スタッフが対応、確認する。
- 利用者のお迎え時には体調を十分に確認し、問題があれば来所を見合わせることを検討する。
- 朝、利用者が体温等で異常がある場合は、予め事業所へ連絡をして頂くようにお願いする。

【様式3】

④事業所内出入り者の記録管理

- 事業所内出入り者を記録する。
 - ・【様式6／来所者立ち入り時体温チェックリスト】を用いて、管理者および事業所スタッフが対応、確認する。

【様式6】

⑤緊急連絡先の整備

- 職員の緊急連絡先を整備する。
- 複数の職員に同時に連絡ができるLINEなどの活用も検討する。

(3)備蓄品の確保

- 備蓄品を決める。次に必要数量を決め、在庫量、保管場所、調達先等を明記するとともに職員に周知する。
 - ・【様式5／備蓄品リスト】を整備する。
 - ・【様式2／施設外・事業所外連絡先リスト】に、備蓄品の調達先を記入する。
- 感染が疑われる者への対応等により使用量が増加する可能性があることや、発注後届くまでに時間がかかる可能性などを考慮に入れ、備蓄量や発注ルールを確定する。

【様式5】

【様式2】

(4)研修・訓練の実施

①業務継続計画(BCP)の共有

- 感染症対策部で策定したBCP計画に抜けや漏れがないかを確認する。

②業務継続計画(BCP)の内容に関する研修

- 以下の教育を実施する。
 - (1)入職時研修
 - ・時期：入職時
 - ・担当：管理者
 - ・方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。
 - (2)BCP研修
 - ・時期：未定
 - ・担当：安全管理委員会
 - ・方法：BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。

③業務継続計画(BCP)の内容に沿った訓練

●以下の訓練を実施する。

- ・時期：未定
- ・担当：安全管理委員会
- ・方法：感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達の方法の確認などを机上訓練及び実地訓練を実施する。

(5)BCPの検証・見直し

●以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

感染が疑われる者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

3.1 対応主体

- 感染症対策部隊長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

【様式1】

感染が疑われる者の発生

- 送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、利用者、家族または職員が利用者の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取り扱いとする。
- 利用者に息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状や、発熱、咳、頭痛などの比較的軽い風邪症状等が確認された場合、速やかに新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。
- また、新型コロナウイルス感染症の初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっており、普段と違うと感じた場合には、速やかに医師等に相談する。
- 職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申し出しやすい環境を整える。

感染が疑われる者を発見したら、速やかに「初動対応」を実行する。

3.2 対応事項

(1) 第一報

①管理者への報告

- 感染が疑われる者が発生した場合は、当該職員は速やかに管理者等に報告する。

【補足2】
【補足3】

②地域の身近な医療機関、受診・相談センターへの連絡

- 主治医や地域の身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ連絡し、指示を受ける。
・通所利用者であること、氏名、年齢、症状、経過等を伝える。

【様式2】

③事業所内・法人内の情報共有

- 状況について事業所内で共有する。
・氏名、年齢、症状、経過、今後の対応等を共有する。
- 事業所内においては、施設内での感染拡大に注意する。
- 所属法人の担当窓口へ情報共有を行い、必要に応じて指示を仰ぐ。
管理者は施設内で情報共有を行う。

【様式3】

④指定権者への報告

- 管理者は保健所へ連絡を行い、指示を仰ぐ。
- 管理者は柏市指導監査課へ報告する。
- 電話により現時点での情報を報告・共有するとともに、必要に応じて文書にて報告を行う。

⑤家族への報告

- 状況について当該利用者家族へ報告する。その際、利用者の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有する。

(2)消毒・清掃等の実施

- 感染が疑われる者が利用した共有場所の消毒・清掃を行う。(例、出入口、ドアノブ、座席やテーブル、水洗レバー、洗面所の蛇口等の高頻度接触面など。)
- 手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。
- 保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

3.3 検査

- 検査結果を待っている間は、陽性の場合に備え、感染拡大防止体制確立の準備を行う。
- <陰性の場合>
- 利用を継続する。
- <陽性の場合>
- 入院にあたり、当該医療機関に対し、感染状況(感染者であるか、濃厚接触者であるか)も含めた当該利用者の状況・症状等を可能な限り詳細に情報提供を行う。
 - 現病、既往歴等についても、情報提供を行うとともに、主治医や嘱託医との情報共有に努める。
- 《検査結果の捉え方》
- ・検査の精度は100%ではなく、きちんと検体が採取できていない場合やウイルス量が少ない時期に検査し、陰性が出る場合もあることを理解する。
 - ・検査結果は絶対的なものではないため、一度陰性であったとしても、感染が疑われることがあれば、再度相談する必要がある。

4.1 対応主体

- 感染症対策部隊長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

【様式1】

4.2 対応事項

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

(1) 都道府県、保健所等との調整

- 保健所から休業要請があれば従う。
- 感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく。
- 感染の疑いがある利用者が少数であり、検査により陰性と判断されるまでの間については、一時的にサービスの提供を休止する場合がある。

(2) 利用者・家族への説明

- 管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。
- 業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。
- できる限り文書により提示する。

(3) 再開基準の明確化

- 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。
- 停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合、業務を再開する。
- 業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。

第5章 感染拡大防止体制の確立

関係様式

第5章 感染症拡大防止体制の確立

感染が疑われる者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

5.1 対応主体

- 感染症対策部隊長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

【様式1】

5.2 対応事項

(1) 保健所との連携

① 濃厚接触者の特定への協力

- 感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。
- 症状出現2日前からの接触者リスト、直近2週間の勤務記録、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、事業所内に出入りした者の記録等を準備する。
- 感染が疑われる者が発生した段階で、感染が疑われる者、(感染が疑われる者との)濃厚接触が疑われる者のリストを作成する。

【様式4】

【様式4／感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト】を活用する。

② 感染対策の指示を仰ぐ

- 消毒範囲、消毒内容、運営を継続(又は一時休業)するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。

(2) 濃厚接触者への対応

① 利用者の自宅待機

- 自宅待機し、保健所の指示に従う。

【様式4】

② 職員の自宅待機

- 自宅待機し、保健所の指示に従う。
- 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

【様式4】

(3) 情報共有

① 事業所内・法人内での情報共有

- 時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。
- 管轄内保健所や行政からの指示指導についても、関係者に共有する。
- 利用者・職員の状況（感染者、濃厚接触者、勤務可能な職員数等）、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、施設内・法人内で共有する。
- 事業所内での感染拡大を考慮し、各自最新の情報を共有できるようにする。
- 感染者が確認された事業所の所属法人は、当該事業所へ必要な指示指導の連携を図る。

【補足2】
【補足3】

② 利用者・家族との情報共有

- 休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、利用者・家族と情報共有を行う。
- 必要に応じて文書にて情報共有を行う。

【補足2】
【補足3】

③ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有

- 休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、指定権者、保健所と情報共有を行う。
- 必要に応じて文書にて情報共有を行う。

【補足2】
【補足3】

(4) 過重労働・メンタルヘルス対応

① 労務管理

- 職員の感染状況等に応じて勤務可能な職員をリストアップし、調整する。
- 職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防する。
- 勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。

② 長時間労働対応

- 連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週1日は完全休みとする等、一定時間休めるようシフトを組む。
- 定期的にも実際の勤務時間等を確認し、長時間労働とならないよう努める。
- 休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。

③コミュニケーション

- 日頃の声かけやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。
- 風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。

④相談窓口

- 事業所内または法人内に相談窓口を設置するなど、職員が相談可能な体制を整える。
- 自治体や保健所にある精神保健福祉センターなど、外部の専門機関にも相談できる体制を整えておく。

(5)情報発信

①関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応

- 法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておく。
- 公表内容については、利用者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえた上で検討する。取材の場合は、誰が対応するか予め決めておく。
複数名で対応にあたる場合も、対応者によって発信する情報が異ならないよう留意する。
- 利用者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつける。
発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。

【補足2】
【補足3】

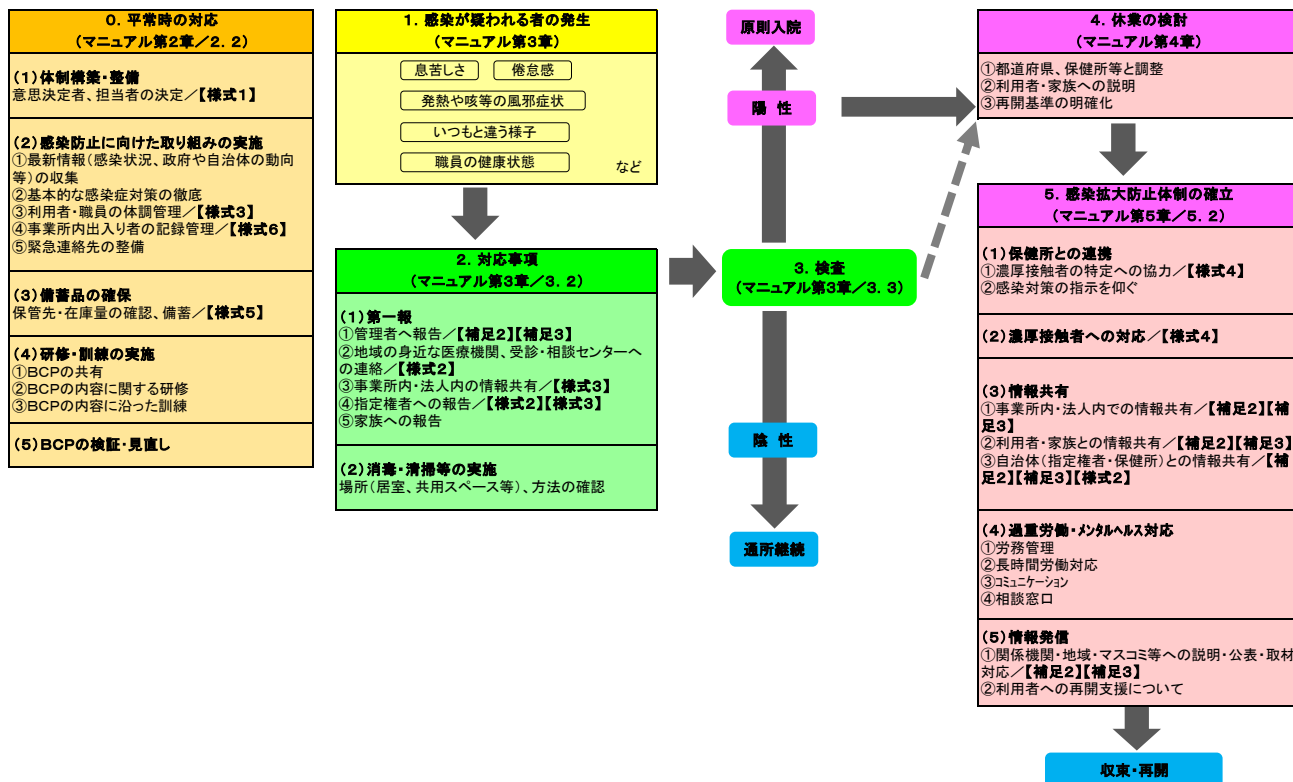
②利用者への再開支援について

- 感染症への不安等から、利用者本人・家族の意向により、サービスの利用を一時的に停止する、いわゆる「利用控え」が起きる場合がある。
そのような場合、当該利用者に対し、定期的に利用者の健康状態・生活状況を確認したり、利用者の希望等、必要に応じて代替サービスの利用を検討したりする。
また、利用者本人・家族の感染不安等に寄り添いつつ、事業所において徹底した感染防止対策を実施していること等を説明する等により、サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけを行うことを検討する。

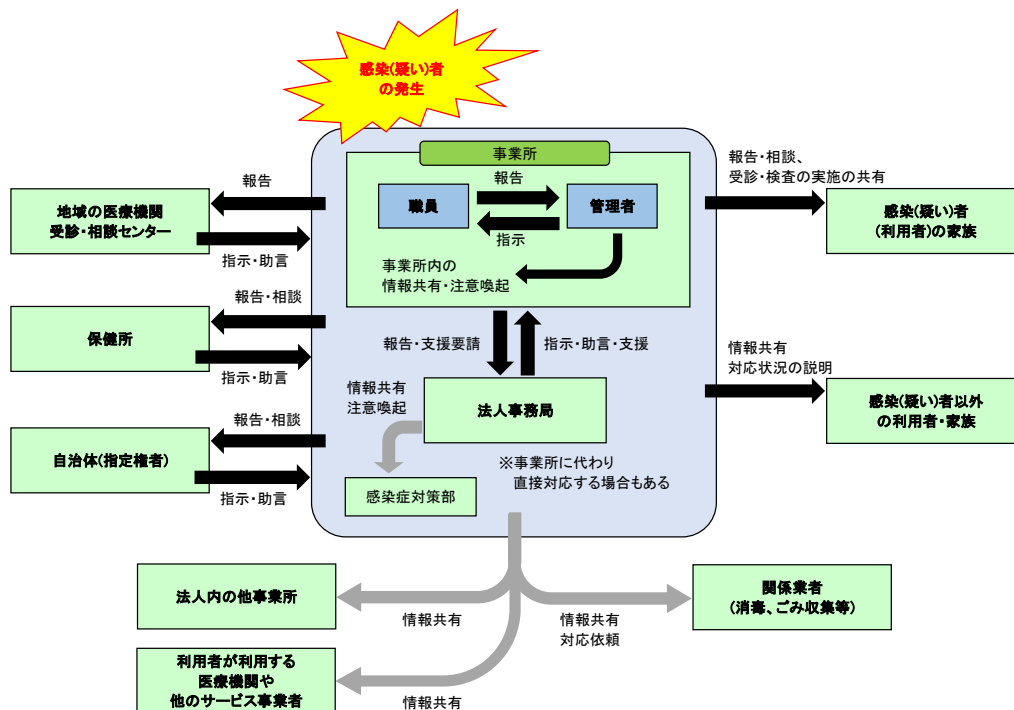
<更新履歴>

日付	更新内容
令和5年1月1日	新規制定
令和7年4月1日	一部改訂

補足1:感染(疑い)者発生時の対応フローチャート



補足2:感染(疑い)者発生時の報告・情報共有先



補足3:情報伝達の流れ

区分	誰が 連絡者	いつ タイミング	どこへ 連絡先	何を 情報の内容	どのように 連絡方法	留意点
第一報	担当者	即時	管理者または代行者	感染疑い者の情報	電話	夜間でも異変に気が付いたら即連絡
第一報	担当者	即時。夜間は要判断	医療機関、受診・相談センター	感染疑い者の情報	電話	管理者に連絡してから電話する
第一報	管理者	連絡後即時	事業所内	B C P の発動 または参集依頼	電話、LINE	B C P の発動を判断する。 必要に応じて職員の参集を指示
第一報	管理者	連絡後即時	法人事務局	感染疑い者の情報	電話	
第一報	管理者	即時または朝一番	保健所、指定権者	感染疑い者の情報	電話	
第一報	管理者	即時または朝一番	利用者が利用する医療機関	感染疑い者の情報	電話	

区分	誰が 連絡者	いつ タイミング	どこへ 連絡先	何を 情報の内容	どのように 連絡方法	留意点
感染確定	管理者	即時	法人事務局	感染者の情報	電話	陽性者が確定したら即連絡
感染確定	管理者	即時、適宜	利用者、ご家族	感染者の情報	電話	
感染確定	管理者	即時、適宜	利用者が利用する医療機関	感染者の情報	電話	
感染確定	管理者	即時、適宜	保健所、市区町村、都道府県	感染者の情報	電話	電話にて報告。指示を受ける
感染確定	管理者	適宜	感染(疑い)者以外の利用者、ご家族	感染者の情報 (個人情報削除)	電話、LINE等	
感染確定	管理者	適宜	関係業者、関係機関	感染者の情報 (個人情報削除)	電話、書面	来訪禁止、感染フロア立入禁止を伝える

様式1:感染症対策部の構成メンバー

感染症対策本部		
理事長 阿部仁孝	対策部隊長	・対策本部組織の統括、全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
理事 伊藤良春	対策部副隊長	・対策部隊長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
事業所名	担当者	感染症対策部における職務(権限・役割)
まごころ「まつば」	まつば事業所管理者	・事業所内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
まごころ「とよふた」	とよふた事業所管理者	・事業所内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
まごころ「スイミング」	スイミング事業所管理者	・事業所内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
まごころ「はなのい」	はなのい事業所管理者	・事業所内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
まごころ「しゅくれんじ」	しゅくれんじ事業所管理者	・事業所内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
まごころ「きたかしわ」	きたかしわ事業所管理者	・事業所内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
まごころデイスーツ	デイスーツ事業所管理者	・事業所内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信

様式2：事業所外連絡リスト

機関種別	対象事業所	会社名	電話番号	FAX	住所	備考
管理会社	事務局・スイミング	丸大ホーム	04-7134-1316	04-7134-1317	柏市松葉町2-6-1	
	まつば	ハウジング大興	04-7163-1451	04-7163-1691	柏市北柏1-7-12	
	とよふた	リーフ不動産	04-7157-8555		千葉県流山市南流山9-2-9	
	はなのい	管理人：染谷さん	090-3218-5329			
	しゅくれんじ	丸大ホーム	04-7134-1316	04-7134-1317	柏市松葉町2-6-1	
	きたかしわ デイスポーツ	ビタットハウス我孫子店	04-7199-3261	04-7199-3262	我孫子市本町2-4-5 坂巻ビル1階	
電気	事務局・スイミング	Loop電気	0120-707-454			
	まつば	Loop電気	0120-707-454			
	とよふた	Loop電気	0120-707-454			
	はなのい	Loop電気	0120-707-454			
	しゅくれんじ	Loop電気	0120-707-454			
	きたかしわ・デイスポーツ	Loop電気	0120-707-454			
ガス	事務局・スイミング	京葉ガス	047-361-0211			
	まつば	京葉ガス	047-361-0211			
水道	事務局・スイミング	柏市水道局	04-7166-2191			
	まつば	柏市水道局	04-7166-2191			
	とよふた	柏市水道局	04-7166-2191			
	はなのい	柏市水道局	04-7166-2191			
	しゅくれんじ	柏市水道局	04-7166-2191			
	きたかしわ・デイスポーツ	柏市水道局	04-7166-2191			
電話・インターネット	事務局・スイミング	ジェイコム	0120-999-000			
	まつば	タクトマシンサービス	03-6721-5021			070-1429-9142 (鶴田)
	とよふた	タクトマシンサービス	03-6721-5021			
	はなのい	タクトマシンサービス	03-6721-5021			
	しゅくれんじ	タクトマシンサービス	03-6721-5021			
	きたかしわ・デイスポーツ	タクトマシンサービス	03-6721-5021			
携帯電話	全事業所	ファイブテレコム	03-5282-0888			
自動車	全事業所	マツダオートザム柏	04-7133-0036		柏市松葉町7-34-1	
ガソリン	全事業所	ENEOS				エネキー
保険	全事業所	クレス保険	047-449-8918	047-447-3558	船橋市咲が丘2-17-12	090-8053-3275 (栗本さん)
消防機器点検	全事業所	スエヒロ柏営業所	04-7167-3883		柏市北柏4-1-15	
ほのぼの	全事業所	SHINKO	03-5822-7604		東京都台東区浅草橋5-20-8 CSタワー8階	
営繕	全事業所	シーエスイー	04-7100-0740	04-7100-0740	柏市しいの木台1-12-8	090-4072-0561 (千葉社長)
広告宣伝	全事業所	オオノ	090-2655-2056			
ゴミ収集	きたかしわ・デイスポーツ	花園サービス	04-7132-6011		柏市柏296	
備品	全事業所	イーグル	047-711-8986			
		イシエ	04-7145-2984	04-7145-8693	柏市末広町11-21	
事務用品・消耗品	全事業所	NPOヒロバ	(ID) npo2502058	(パスワード) WldfSDqvB		
		NPO向けのめーる	(ID) npo2502058	(パスワード) magokoro430		
駐車場	事務局・スイミング	東葉産業	04-7147-7777	04-7147-0104	柏市旭町1-2-1	
	まつば	豊四季不動産	04-7138-6922	04-7183-6923	柏市篠籠田1400-13	
	はなのい	アベニフ	090-3218-5329		柏市大室811-1	
	しゅくれんじ	丸大ホーム	04-7134-1316	04-7134-1317	柏市松葉町2-6-1	
	とよふた	豊四季不動産	04-7138-6922	04-7183-6923	柏市篠籠田1400-13	
		酒巻駐車場			柏市豊四季190-5	
		スズショウハウジング (パークダイレクト)	047-343-1151		松戸市新松戸3-44	
	きたかしわ デイスポーツ	ハウジング大興	04-7163-1451	04-7163-1691	柏市北柏1-7-12	
かかりつけ医	全事業所	花野井クリニック	04-7137-3777	04-7137-3771	柏市大室1218-6	

様式3:職員、利用者の体調チェックリスト

項目ごとにチェックする。対象者全員が問題なければ○印、一人でも症状があれば人数と該当者を記入する。

属性	(いずれかに○) : 職員 ・ 利用者							
チェック対象者の氏名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

[illegible]

様式4:感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト

<感染(疑い)者>

報告日	感染者/ 感染疑い者	属性 (いずれかに○)	所属事業所 (職員の場合)	氏名	感染者区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	発症日から2日前までの間の行動 (感染(疑い)者が会った職員名・触った事業所箇所等)	管理 完了
1/10	感染疑い者	職員/入所者/出入り業者	〇〇〇	〇〇 〇〇	本人/同居家族	10/5	10/20	10/4 △△と夕食を食べた 10/3 ○号室で嘔吐した	済
/		職員/入所者/出入り業者			本人/同居家族	/	/		
/		職員/入所者/出入り業者			本人/同居家族	/	/		
/		職員/入所者/出入り業者			本人/同居家族	/	/		

<濃厚接触(疑い)者>

報告日	濃厚接触者/ 接触疑い者	属性 (いずれかに○)	所属事業所 (職員の場合)	氏名	感染者区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	接触した感染(疑い)者の職員名・利用者、状況等	管理 完了
1/10	接触疑い者	職員/入所者/出入り業者	〇〇〇	〇〇 〇〇	本人/同居家族	10/5	10/20	10/4 △△と休憩室でマスクをせず長時間会話した	済
/		職員/入所者/出入り業者			本人/同居家族	/	/		
/		職員/入所者/出入り業者			本人/同居家族	/	/		
/		職員/入所者/出入り業者			本人/同居家族	/	/		

【参考】新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者の特定にあたっては以下を参考。
・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

様式5:備蓄品リスト

No.	品目	備蓄量	必要量	保管場所	担当者	調達先	備考
1	ハンドソープ(300ml)	3	20	スイミング2階	事務局	たのめーる	
2	消毒用アルコール(1L)	50	70	スイミング2階	事務局	たのめーる	
3	次亜塩素酸ナトリウム液	3	10	スイミング2階	事務局	たのめーる	
4	マスク(1箱10枚入り)	10	10	スイミング2階	事務局	たのめーる	
5	ビニール手袋(1箱100枚入)	2	7	スイミング2階	事務局	たのめーる	
7	新聞紙		5日分				
8	ティッシュペーパー(200枚×5箱)	1	2	スイミング1階	事務局	たのめーる	
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

様式6:来所者立ち入り時体温チェックリスト

備え付けの非接触型体温計で検温願います。体温が**37.5度**を越える場合は立ち入りをご遠慮させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

[illegible]